

大分県消費者力向上推進キャラクター募集要項

1 趣旨

大分県民の消費者力*底上げに向けた取組を広く周知するため、子どもから大人まで幅広い世代に親しまれ、普及啓発に資する推進キャラクター（名称：大分県消費者力向上推進キャラクター、以下「キャラクター」）を募集します。

採用された作品は、ポスター、SNS、各種イベント等に幅広く使用し、継続的かつ効果的な情報発信を図ることに活用します。

*消費者力とは、商品やサービスを選ぶときに、必要な情報や契約内容をよく確認し、自分に必要なものと考えて選ぶ力。いらないものを断ったり、困ったときに相談したり、人や社会、地域、環境に配慮して行動したりする力

2 募集内容

(1) 募集対象

キャラクターのデザイン

(2) 募集作品の要件

親しみやすく、安心感のある、消費者に寄り添うイメージのキャラクターを募集します。

商品やサービスの情報・契約内容をよく確認し、必要なものと考えて選ぶこと、いらないものを断ること、困ったときに相談することなど、消費者の大切な行動を表現できること、また、人や社会、地域、環境に配慮したエシカル消費をイメージできることとします。

(3) キャラクターの使用目的

大分県消費生活ポータルサイト・SNS等への掲載、啓発やイベント等のポスター・チラシへの掲載、啓発グッズへの利用など

3 応募資格等

大分県内にお住まいの方、県内に通勤・通学している方又は住民票が大分県内にある方のいずれかに該当する方であれば、年齢、性別、国籍、プロ・アマを問いません。

未成年者（応募日において18歳に満たない方）の場合、応募及び受賞に関する手続について、必ず保護者の同意を得てください。

グループ応募の場合は、代表者を定め、代表者が応募に関する全ての権利移転等を行うものとしします。

応募は、お一人（一グループ）につき1点とします。

4 応募期間

令和8年10月26日（月）～同年12月25日（金）（必着）

（郵送の場合は当該日までに到着すること。）

5 応募方法等

（1）応募用紙記載事項

- 作品提出用紙（所定様式）に作品を貼付して提出してください。
- 応募用紙（所定様式）には、キャラクターの名称、作品の説明を記入してください。また、応募者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、学校名（あれば）等も記入してください。団体で応募する場合は、団体名と代表者の連絡先を記入してください。
- 学校一括応募の場合、応募用紙、作品提出用紙と一緒に、一括応募票に①学校名、②氏名（ふりがな）、③学年を記入し提出してください。

（2）表現形式

A4 サイズ以内、平面表現（カラー可）。デジタルデータで提出する場合は、別記のファイル形式・解像度に従ってください（PDF／JPEG／PNG、容量10MB 以内、解像度300dpi 以上推奨）。

（3）応募方法

「応募用紙・作品提出用紙」等は、県ホームページからダウンロードしてください。

【大分県消費者力向上推進キャラクター募集 URL・QRコード】

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/syouhi-character.html>



① Web応募専用フォーム

- 県ホームページのリンク、以下URL又はQRコードから応募専用フォームへアクセスし、フォームに従って必要事項を入力し、「応募用紙・作品提出用紙」を添付し、ご応募ください。

【Web応募専用フォームURL・QRコード】



<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/oitashouhi-chara>

② 郵送又は持参

- 「応募用紙・作品提出用紙」、「学校一括応募票」（学校で一括応募の場合）は、県ホームページからダウンロードしてください。
- 下記へ郵送又は持参してください。

〒870-0037 大分市東春日町 1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

大分県消費者力向上推進キャラクター担当 宛

※郵送・持参による応募は、紙媒体のみとし、CD や USB メモリ等のメディア媒体による応募は受け付けません。データでの応募はWeb応募専用フォームからご応募ください。持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

6 応募条件

- 応募作品は、未発表の自作に限ります。公募期間中に他のコンテスト等へ同一又は類似の作品で応募していない作品、既に商標の出願・登録、意匠出願・登録をしていない作品に限ります。
- 応募者は、応募作品が自己の創作物であり、第三者の著作権、肖像権、商標権、意匠権その他一切の権利を侵害していないことを表明し保証してください。
- 応募用紙にはキャラクター名を記入してください。ただし、採用後のキャラクター名は、他のキャラクターとの重複や今後の活用方法などを考慮し、大分県が決定します。そのため、応募用紙に記載された名前を採用後も使用しない場合があります。
- 応募に係る費用は、全て応募者の負担となります。
- 応募作品は、返却しません。応募に際しては本要項を確認し、同意の上で応募してください。

7 審査・選考

選考は、選考委員会にて実施します。選考基準は、親しみやすさ、認知性、表現の独自性、幅広い年代への訴求力、実用性（ポスターや小物等への展開のしやすさ）等を総合的に評価します。

審査結果の決定及び入賞者の発表は、別に定める方法により行います。入賞者には事務局より直接連絡します。

選考結果に関するお問い合わせには応じません。

8 表彰・賞金等

- 最優秀賞（1点）：賞状及び賞金 100,000 円
- 優秀賞（2点）：賞状及び賞金 10,000 円

※表彰・賞金の受け取り方法及び税務処理は、受賞者側の負担とします。

※採用作品の著作権譲渡等の手続（同意書等）の締結後、賞金を支払います。

9 応募作品の取扱い・返却等

応募作品は、原則返却しません。返却を希望する場合は、事前に相談の上、別途送料等の負担を条件に返却する場合があります。

応募作品の取扱いや展示等に関して生じた紛失・滅失・毀損について、当県は故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

10 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報は、募集事務の遂行（選考・連絡・賞金支払・広報等）にのみ利用します。

採用作品及び受賞者の氏名・住所・年齢等は、広報・報告等に使用することがあります。公開が不都合な場合は、応募時に申し出てください（ただし、事前の申し出がない場合は公開に同意したものとみなします）。

個人情報の保管期間は、事務処理終了後所定期間保存の上、廃棄します。

11 権利関係〔重要〕

【採用作品】

- 最優秀受賞者は、採用通知後速やかに所定の著作権譲渡書を提出し、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を大分県に無償で譲渡するものとします。
- 最優秀受賞者は、大分県又は大分県の許諾を受けた個人・団体・企業などが当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとします。また大分県による商標出願・登録や意匠出願・登録を認めるものとします。
- 応募者は、採用作品の譲渡に係る一切の手続に協力するものとします。（譲渡契約への署名、必要な書類の提出等）。採用作品の譲渡手続に応じない場合、採用を取り消すことがあります。
- 応募作品が第三者の権利を侵害し、又はその疑義が生じた場合には、当該応募者の責任と費用負担において解決するものとし、大分県に損害を与えたときは賠償するものとします。大分県は必要と判断した場合、当該作品の採用取消し、公開差止め等の措置を取ることができるものとします。
- 大分県は、採用作品について、広報上必要と判断する範囲で改変・編集・翻案等を行う権利を有します。採用後の表示（作者クレジット等）の有無及び表示方法は県が決定します。

【非採用作品】

- 応募者に著作権が帰属します。ただし、応募者は応募に際して、大分県が応募作品を選考業務及び広報（応募作品の展示、ウェブ掲載、選考発表等）に使用することに同意したものとします。

1 2 採用後の手続

採用決定後、事務局より該当する応募者に対して連絡し、著作権譲渡書類への署名等の手続を依頼します。必要な書類の提出が完了した時点で正式採用とします。

採用作品の利用開始は、譲渡契約締結後に行います。採用者が当該手続を怠る場合、採用取消しとなることがあります。

1 3 その他（禁止事項等）

- ・ 応募作品は、公序良俗に反しないこと、差別的・誹謗中傷的表現を含まないこととします。
- ・ 応募作品に関して、第三者とのトラブルが発生した場合は、応募者の責任で解決することとします。
- ・ 応募者が未成年の場合は、保護者の同意が必要であり、事務局は必要に応じて保護者の同意書を求めることがあります。
- ・ 応募者が著作権を有しない著作物との類似や模倣が認められた場合、応募に関して不正な行為があった場合は、受賞を無効とします。
- ・ 本募集の内容は、主催者の判断により変更・中止することがあります。変更・中止が発生した場合、事前に告知します。

1 4 発表・表彰・賞金の授受方法

採用作品の発表は、事務局が定める方法（大分県 HP、報告書等）により行います。

賞金は採用者への連絡後、所定の方法（口座振込等）により支払います。支払いに係る手続・実費（振込手数料等）は受賞者の負担とします。

賞金は、著作権譲渡の対価を兼ねるものとします。

1 5 問い合わせ先・提出先

大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 消費生活班

（大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス）

〒870-0037 大分市東春日町 1-1

電話：097-534-2038

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp